



職別

国保だより

2015.8
140号

助け合う国保で築く明るい家庭



ラヴェンダー

平成26年度事業報告	P4
健康優良家庭表彰	P9
組合員・ご家族の皆様へお知らせ	P10
特定健診・特定保健指導のインセンティブ制度について	P12

第91回通常組合会開かれる

去る7月14日（火）、当職別国保組合の第91回通常組合会が、下京区の京都センチュリーホテルで開催され、平成26年度事業報告、同歳入歳出決算を中心に審議され提出議案すべてが原案通り可決承認されました。



平成 27 年 7 月組合会

理事長開会あいさつ

理事長 松 田 等

- 本日は、第91回組合会を開催させていただいたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席賜り厚く御礼を申し上げます。
- 本年度は、議員さんの改選期ではありませんが、造園支部、建具支部、電気支部、管工事支部で議員の変更があり、8名の方に新たにご就任いただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 本日は、26年度の事業報告、収支決算を中心にご審議いただくこととしております。
26年度の実質単年度収支決算につきましては、1億7,946万円の赤字となりました。昨年25年度を参考に申し上げますと、2億5,089万円の赤字でした。決算状況の大きな原因は、収入面では保険料及び国庫補助金の減額、支出面では介護納付金及び後期高齢者支援金等の増加です。
また、国保組合に対する国庫補助金は今後はさらに厳しくなることが予想されます。
- 積立金の取り崩しにつきましては、26年度で1億5千万円を処分いたし、23年度から4年間で6億円の積立金を取り崩したことになります。これ以上積立金の取り崩しを続けることは、財政危機に陥ることになり、最終的には組合の解散に追い込まれ、結果的にはご加入の組合員全員に御迷惑をおかけすることにも成りかねません。つきましては、財務委員会、財政検討委員会、理事会で慎重に議論した結果、介護保険料を他の保険料に先行して改定することに決定し、本日議案として提出していますので、のちほど、ご審議をお願いいたします。
- さて、国の動向については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国保法等の一部を改正する法律」が公布されました。
主な内容といたしましては、平成30年度から市町村国保の運営について都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担うこと、入院時の食事代について段階的に引き上げること、紹介状なしに大病院を受診した時の定額負担の導入などがあります。
また、国保組合に関しては、現行の32%の定率補助が平成28年度から32年度までの5年をかけて段階的に見直すことになり、所得水準に応じて13%から32%の補助率とすることとされました。補助率の算定の基礎となる所得については、昨年実施しました所得調査の課税標準額を基に決定するとされており、当組合は定率補助32%が維持されることになりました。
- 次に、先程説明会がありました「マイナンバー制度」についてですが、今年の10月から国民一人一人に個人番号が通知されます。マイナンバーの利用範囲は、3分野に限定されておりますが、国保組合は福祉・医療・その他分野の国民健康保険法に定める保険給付の支給と保険料の徴収に関する事務を取り扱うこととなります。
今後、国保組合の加入・脱退時、あるいは各種保険給付等の請求申請時に個人番号の提出が不可欠となり、保険者として加入者の個人番号を取得・管理する必要があります。
先般、日本年金機構で大量の個人情報流出事案があったばかりですので、個人番号の管理については、個人情報保護法にのっとり厳格な管理体制の徹底を図っていかねばなりません。
- こうした状況の中、今後も、我々国保組合を取り巻く環境はますます厳しくなることが予測されますが、一致結束して、ことに当たっていきいたいと考えています。
議員の皆さんにおかれましては、このあとの提出議案について慎重審議をいただき、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

以上

第23期組合役員選任される

任期満了に伴う役員改選については、去る第91回の組合会において母体支部より推薦のありました理事、監事各候補者が、全員の拍手をもって選任され、続いて組合会終了後の初理事会におきましては、松田理事長、上野・小林両副理事長、津田コンプライアンス担当理事が互選によりそれぞれ選任されました。

また、各委員会の委員長および委員ならびに政経懇話会の代表担当幹事および担当幹事ならびに専務理事については、松田理事長より下記のとおり委嘱されました。

第23期 役 員 名 簿

役員名	氏 名	所属団体名	備考
理 事 長	松 田 等	京 都 府 瓦 工 事 協 同 組 合	
副 理 事 長	上 野 浩 也	京 都 府 建 築 士 事 務 所 協 会	
同	小 林 正 典	京 都 府 造 園 協 同 組 合	
コンプライアンス担当理事	津 田 彰 眞	京 都 府 管 工 事 工 業 協 同 組 合	新任
理 事	細 川 哲 夫	京 都 豊 商 工 協 同 組 合	
同	長谷川 一 雄	京 都 府 建 設 業 技 能 組 合	
同	小我野 光 博	京 都 府 建 具 商 工 業 協 同 組 合	新任
同	市 川 桂 三	京 都 市 建 築 組 合	
同	井 上 義 平	京 都 府 電 気 工 事 工 業 組 合	新任
同	大 西 良 仁	京 都 府 技 建 組 合	
同	山 中 祥 悟	京 都 表 具 工 芸 組 合	
同	田 伏 裕 一	京 都 府 石 材 業 協 同 組 合	
同	信 吉 秀 起	京 都 土 地 家 屋 調 査 士 会	
専 務 理 事	磯 垣 昇	組 合 事 務 局	
監 事	池 内 善 一	京 都 府 造 園 協 同 組 合	新任
同	岡 本 博	京 都 府 電 気 工 事 工 業 組 合	
同	高 田 昌 英	京 都 府 管 工 事 工 業 協 同 組 合	新任

- 〈委員会・政経懇話会構成〉
- ◎資格審査委員会
委 員 長 山中 祥悟（表具）
副 委 員 長 長谷川一雄（技能）
委 員 田伏 裕一（石材）
委 員 磯垣 昇（事務局）
委 員 高乗 安久（学識）
- ◎財務委員会
委 員 長 信吉 秀起（調査士会）
副 委 員 長 津田 彰眞（管工事）
委 員 細川 哲夫（豊）
委 員 井上 義平（電気）
委 員 磯垣 昇（事務局）
- ◎規約等改正準備委員会
委 員 長 上野 浩也（事協）
副 委 員 長 長谷川一雄（技能）
委 員 小我野光博（建具）
委 員 津田 彰眞（管工事）
委 員 信吉 秀起（調査士会）
- ◎財政検討委員会
委 員 長 小林 正典（造園）
委 員 市川 桂三（建築）
委 員 井上 義平（電気）
委 員 上野 浩也（事協）
委 員 信吉 秀起（調査士会）
委 員 磯垣 昇（事務局）
- ◎政経懇話会
代表担当幹事 市川 桂三（建築）
担 当 幹 事 細川 哲夫（豊）
担 当 幹 事 大西 良仁（技建）
担 当 幹 事 磯垣 昇（事務局）

平成26年度 事業報告

(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

■ 概 況

- 我が国の国民健康保険制度は、昭和36年 4月に国民皆保険が達成されてから半世紀以上が経過し、世界に誇るべき医療保険制度の確立と世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。中でも国保組合は、同種同業で組織する母体組織による連帯と相扶共済の精神の基づき国民皆保険制度が実施される以前から先駆的な保険者として医療保険制度の発展に貢献してきました。
- 国では急速な少子高齢化、疾病構造の変化、医療技術の高度化等による医療費の増加など環境の変化に直面する中、国民皆保険を堅持するために、去る 5月27日「持続可能な医療保険制度を構築するための国保法等の一部改正法」が国会で可決・成立し、5月29日に公布・施行されました。今回の改正は、昭和36年の国民皆保険達成以来の歴史的な改革になると言われています。
- 国保法改正の主な内容は ①平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体を市町村から都道府県に移行する ②国保組合の国庫補助（定率）を現在の一律32%から28年度以降財政力を勘案し、13%～32%に変更する ③後期高齢者支援金の全面総報酬割を実施する その他保険給付、保険料、国庫補助金等に関する様々な改正内容となっています。
- 今回の法改正において、国民の負担に関する公平の確保という観点から、国保組合の国庫補助の在り方が従前の一律から財政力（所得水準）を加味したものに大きく変わりました。この見直しは、国保組合の財政基盤を大きく揺るがすことになるため、厚労省では定率補助金削減の影響を緩和するため平成28年度から32年度までの5年間について財政支援の実施が検討されています。
- また、国庫補助率を決める所得調査について、平成26年度に実施しましたところ、98.5%の高い回収率で終えることができました。組合員各位のご協力に御礼申し上げるところです。
- 平成25年度の全国保組合の単年度収支が公表されましたが、全国164組合の内、約 7割に当たる114組合が赤字になっています。当組合においては平成23年度から26年度まで 4年連続の単年度赤字になりました。国庫補助金が減少の一途をたどる中、国からは保険者の自助努力による組合運営が求められています。将来を見据え健全な財務体質の構築を図るためには、一層の経費節減を図ることは元より20年以上据置いてきました保険料値上げの検討をせざるを得ない状況になっています。
- こうした状況の中、業種別母体組織を軸とする連帯と相互扶助の精神に基づき、保険給付をはじめ保健事業の充実等を図り、組合員、御家族の健康の保持・増進に努めてきました。
- 平成26年度の医療費については、対前年度比で、入院▲0.6%、通院▲1.7%、歯科＋1.3%、療養費▲3.6%となり、医療費合計で▲1.0%、被保険者一人当たりで＋0.2%のほ



ば横ばいとなりました。

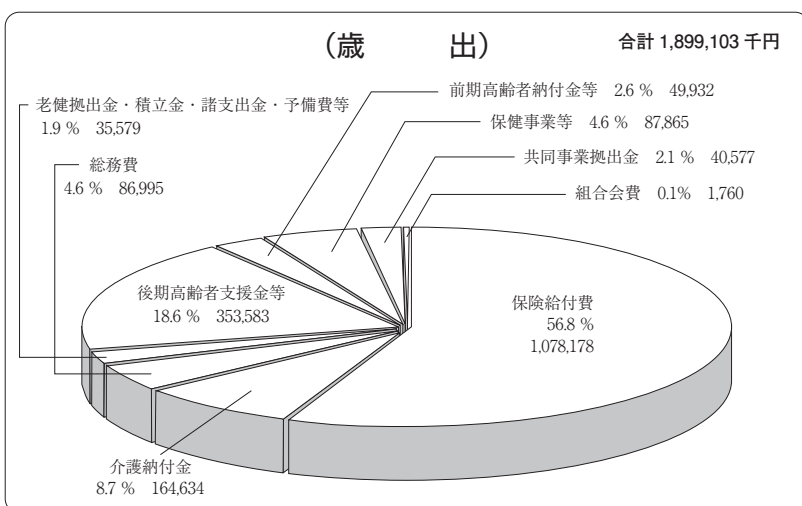
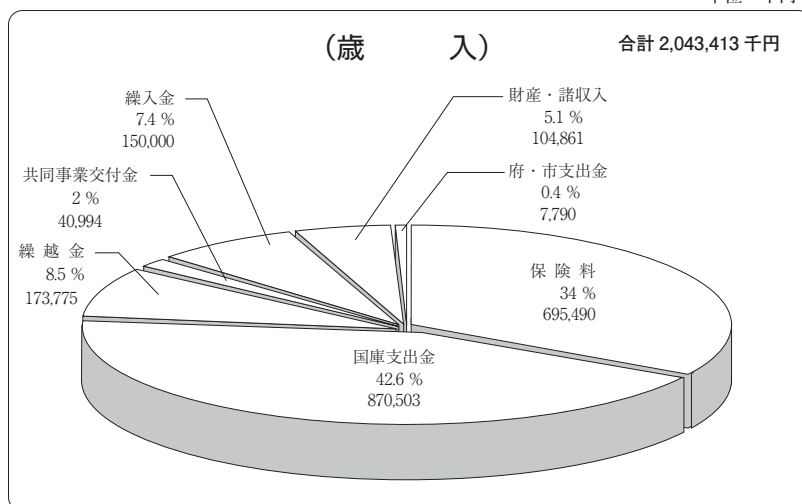
- 特定健診・特定保健指導については、実施7年目の平成26年度の特定健診受診率は目標値50%に対し43.6%（速報値）（前年度41.6%）、特定保健指導利用率は目標値20%に対し19.5%（速報値）（前年度22.4%）となりましたが、目標値を下回っています。
- 平成26年度の決算等の概要は以下のとおりとなりました。
- ・平成26年度末の組合員数は2,709人、被保険者数は6,647人で、前年度からそれぞれ27人（＋1.0%）、6人（＋0.1%）増加しました。
 - ・被保険者のうち前期高齢者数は946人（被保険者数に占める割合：14.2%）、定率補助が13%の特定被保険者数は1,607人（被保険者数に占める割合：24.2%）で、前年度からそれぞれ42人（＋4.6%）、139人（＋9.5%）増加しました。
 - ・歳入は、国民健康保険料が被保険者数減に伴い前年度比476万円余の減、国庫支出金は、補助金の見直しの影響を受けて609万円余の減等により、財政調整積立金を1億5,000万円取り崩したことにより、総額20億4,341万円となり、前年度に比べ723万円（▲3.4%）減少しました。
 - ・歳出は、保険給付費が1,879万円余の減、前期高齢者納付金5,225万円の減となったものの、後期高齢者支援金798万円余の増、介護納付金1,274万円余の増、保健事業費470万円余の増等により、総額18億9,910万円となり、前年度に比べ4,282万円（▲2.2%）減少しました。
 - ・この結果、歳入歳出差引額は1億4,431万円となりましたが、前年度からの繰越金1億7,377万円及び積立金からの繰入金1億5,000万円を差し引いた実質単年度収支は▲1億7,916万円となり、大変厳しい収支状況となりました。（平成25年度は2億5,089万円余のマイナス）
 - ・平成26年度も積立金を取り崩して対応して参りましたが、平成27年度も20年以上据え置きとしていました保険料の値上げについて引き続き検討して参りますので、組合員の皆様にはご理解をお願いいたします。
- 今後も、組合員数、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少、国の補助金制度の見直しや特定被保険者数の増加に伴う国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、高齢化の進展等による保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び介護納付金等の負担増などにより、組合財政は一層厳しくなることが予想されます。
- そうした状況ではありますが、役職員挙げて組合員、家族の健康の保持・増進に努めて参る所存でございますので、組合員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■ 平成26年度末 財産目録

名 称	金 額	名 称	金 額		
特別積立金	243,000千円	財政調整積立金	350,000千円		
支払準備積立金	124,000千円	国保事務所整備・I T化対応積立金	523,000千円		
職員退職積立金	109,000千円	保健事業積立金	201,000千円	合 計	1,550,000千円

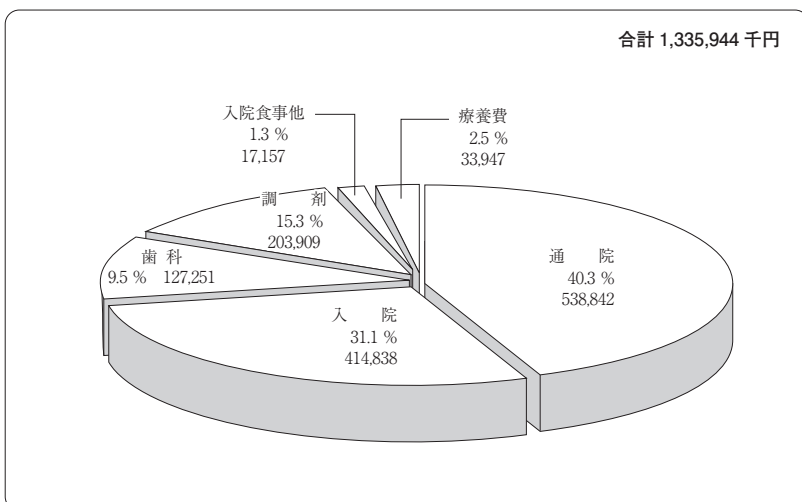
平成26年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円

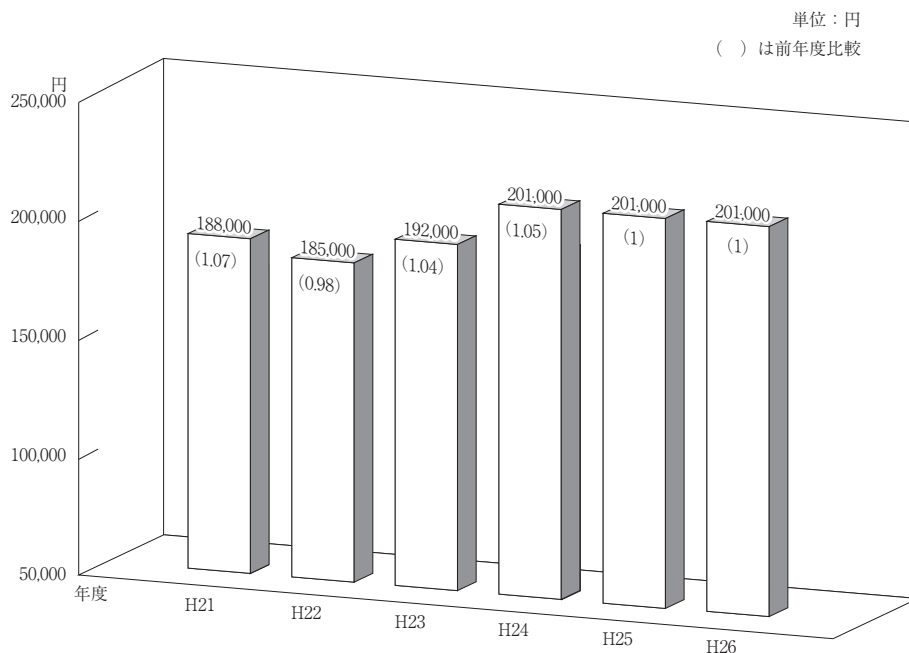


平成26年度医療費の構成割合

単位：千円



1 人 当 年 間 医 療 費 の 動 向



■ 組合員資格について

職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ㊤ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市 ●三重県：伊賀市

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、5日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

■ 組合員資格調査の実施について

今年度、加入資格の適正化を図るため「組合員資格調査」を実施しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

介護保険料改定のお知らせ

第91回通常組合会において、平成12年4月の介護保険制度創設以来15年間据え置いてきました介護分保険料について、毎年、介護納付金に必要な支出額に多額の収入不足が生じていることによる収支バランスを是正するため、介護保険料を平成28年4月から改定することについて承認されました。改定内容は以下の通りです。

①改定内容

40歳から65歳未満	現 行	改定後
組合員 (月額)	2,000円	→ 3,500円
家族1人当り (月額)	1,000円	→ 2,000円

②改定時期

平成28年4月分から。

組合員各位におかれましては、引き続き組合事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「マイナンバー制度説明会」を開催しました

平成27年7月14日（火）京都センチュリーホテルに於いて、（株）ケーケーシー情報システムの中島明彦様を講師に迎え、「マイナンバー制度～あと4カ月でやりきる対応策と重要ポイント～」と題して講演があり、職別国保組合の理事、監事、議員、支部担当者の約50名が出席しました。

講演では、マイナンバー制度実施の流れや、今年10月から国民一人一人に通知される「個人番号」を利用することで、来年1月からはライフサイクルに発生する様々な行政機関等の事務手続きが簡素化されること等が説明されました。



また、保険者サイドでは、マイナンバーの利用に当たっての注意点や個人情報の管理及びセキュリティ面等、今後の事務対応についての説明があり、参加者は講演を熱心に聞き入っていました。

職別国保のホームページをご覧ください

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

文字サイズ (標準) 拡大 縮小

職別国保のご案内

職別国保の概要や手続きや
保険料などについて

保険給付について

病気、けが、入院、訪問看護、
医療費などについて

保健事業について

各種健康診査、特定健診、
インフルエンザなどについて

各種申請書ダウンロード

各種申請書および記入例の
ダウンロードはこちらから



職別国保の「保険給付」や「保健事業」に関するご案内を掲載しております。

「加入・脱退・変更」などの手続き方法や「職別国保だより」、「指定医療機関一覧」、「支部事務所一覧」なども掲載しており、様々な申請を行う際に必要な書類の印刷もできるようになっております。

新着情報や更新情報なども、随時、更新しておりますので、ご覧ください。

【URL】 <http://www.syokubetu-kokuho.or.jp/>

職別国保

検索

組合員・ご家族の皆様へお知らせ

同封物のお知らせ

- ☐ 「家庭用常備薬等 有料斡旋 カタログ」を同封しています。

被保険者の皆様の疾病予防対策と健康の保持・増進にご活用いただくために、「家庭用常備薬及び健康増進管理用品」の 有料斡旋 をいたします。詳しくは、同封のカタログをご参照ください。

- ☐ 「健康増進施設案内パンフレット」を同封しています。

職別国保が契約している健康増進施設（ジム・プール・温泉等）の施設案内や利用料金をご案内しています。ダイエット、シェイプアップ、体力アップ、メタボリックシンドロームの予防等、健康の保持・増進にお役立てください。

- ☐ 「マイナンバー制度パンフレット」を同封しています。

今年10月から、国民一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。行政手続き等での利用は、来年1月以降になります。マイナンバーの取扱い等、詳しくは、同封リーフレットをご参照ください。

- ☐ 「健康食生活パンフレット」を同封しています。

食に関する問題点とその解決方法や食事バランスガイドを掲載しています。生活習慣病の発症リスクは、適切な食事と適度な運動などで大きく減少させることができます。健康な体を維持するためにも「健康食生活」を実践しましょう。

インフルエンザ予防接種 助成制度

平成27年度も10月からインフルエンザウイルスの予防接種費用を助成いたします。詳しくは、同封の「インフルエンザ予防接種助成制度のお知らせ」をご覧ください。

特定健診（無料）は必ず年1回、毎年受診しましょう

平成27年度
特定健診・特定保健指導目標値
健診 55% 保健指導 25%

平成27年度の特定健診受診券を送付いたしました

平成27年度の特定健診受診券は6月に対象者（40歳～74歳の組合員・ご家族）お一人お一人に送付いたしました。本年度は、特定健診第二期計画の3年目にあたり、健診55%・保健指導25%を実施目標値としていますので、必ず受診していただきますようお願い申し上げます。

なお、特定健診受診券を紛失された場合には再発行いたしますので、京都府建設業職別連合国民健康保険組合 事務局（電話075-801-0478）までご連絡ください。

特定健診・特定保健指導の未受診者にはお知らせをいたします

本年度も特定健診及び特定保健指導の未受診者には、受診勧奨ハガキの送付や保健師及び管理栄養士による電話での受診勧奨を行いますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成26年度 特定健診受診率速報値

受診者数1,477名 受診率 43.9%（目標値50%） 平成27年8月1日現在

【実施目標及び実績値】

年 度 項 目		第一期計画					第二期計画		
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特定健診	目標値	20	30	50	60	70	45	50	55
	実施率	30.1	27.6	34.3	39.0	40.7	41.6	43.9	6.1
保健指導	目標値	10	20	30	40	45	20	20	25
	実施率	0	2.2	4.9	15.9	23.8	22.4	25.4	0

平成26年度は速報値

【参 考】

区 分	項 目	実施率							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
京 都 府 内 国 保	特 定 健 診	27.1	28.2	28.8	29.9	30.4	30.6		
	特定保健指導	12.7	15.6	12.8	16.6	18.1	15.5		
全 国	特 定 健 診	38.9	41.3	43.2	44.7	46.2			
	特定保健指導	7.7	12.3	13.1	15.0	16.4			

※確報値のみ掲載

平成27年度から

特定健診（単独受診）・特定保健指導の 「インセンティブ制度」が始まります！！

▶ 特定健診・特定保健指導のインセンティブ制度とは…

40歳から74歳の被保険者の皆様に、特定健診ならびに特定保健指導を積極的かつ継続的に受診（利用）していただくことを目的とした制度です。当組合では、特定健診対象者の皆様の自主的な健康増進への取り組みを奨励するため、平成27年度から特定健診は単独で受診された方、特定保健指導は利用を終了された方を対象に、「健康ボーナス（特典）」を贈呈いたしますので是非ご利用ください。

特定健診のインセンティブ制度の概要

▶ 対象者 …… 特定健診（単独）受診者（特定健診を単独で受診された方）

注）半日ドック、一般健診、定期健診、レディース健診で特定健診を受診された方は対象となりません。

▶ 健康ボーナス取得までの流れ

- ① 特定健診（単独）を受診します。
- ② 受診3～4カ月後に健康ボーナスに関するご案内が届きます。
- ③ ご希望の健康ボーナス（A～Dの商品から1つ）を選んで期限内に返送してください。
- ④ お申し込み約1カ月後に「健康ボーナス」が届きます。

▶ 健康ボーナスの種類

A インフルエンザ予防接種W補助券（1,500円相当） …

通常のインフルエンザ補助2,000円＋補助券1,500円で予防接種の補助上限額が最大3,500円になります。
なお、本券は65歳以上の方も使用していただくことができます。

B 家庭用常備薬等有料斡旋の補助券（1,500円分） …

毎年9月に送付する国保だよりと同封の家庭用常備薬等有料斡旋で使用できる1,500円分の補助券です。

C 歯ブラシセット（1,500円相当） …歯ブラシセットを贈呈します。

D QUOカード（1,000円分） … QUOカードを贈呈します。

詳しくは、特定健診（単独）受診後に送付される案内文をご覧ください

特定保健指導のインセンティブ制度の概要

▶ 対象者 …… 特定保健指導利用終了者（特定保健指導を最後まで終了された方）

注）保健指導の支援（約6カ月間）を途中で離脱された方は対象となりません。

▶ 健康ボーナス取得までの流れ

- ① 特定保健指導を開始した後、約6カ月間の支援プログラムを全て終了します。
- ② 支援プログラム終了後、約2～3カ月後に「健康ボーナス」が届きます。

▶ 健康ボーナスの内容

家庭用常備薬セット（2,500円相当） …軽度の怪我や風邪に使用できる家庭用常備薬セットです。